

岩手県立大学と遠野市との包括的連携に関する協定書

岩手県立大学と遠野市は、相互の包括的連携により地域の発展と大学における教育・研究活動の推進に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、岩手県立大学と遠野市が、相互の包括的連携のもと、健康福祉、IT活用、政策形成、まちづくり・ひとづくり等の地域の諸課題に対応し、地域の発展と大学における教育・研究活動の推進に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 両者は、次の事項について協力する。

- (1) 人口構造の変化に対応した地域の健康福祉の向上に関すること。
- (2) 市民生活及び産業振興に係るITの活用に関すること。
- (3) 地方分権に対応した地域の政策形成能力の向上に関すること。
- (4) 地域のまちづくり、ひとづくりに関すること。
- (5) その他両者が協議して必要と認める事項

(期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、両者から申し出のない場合は、3年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第4条 この協定書に定めのない事項については、両者が協議し決定する。

本協定は2通作成され、いずれも正文である。

平成19年3月13日

平成19年3月13日

公立大学法人岩手県立大学
学長

遠野市
市長

谷口 誠

本田 敏秋